

信用保証協会をはじめてご利用いただく

中小企業・小規模事業者の皆さまへ

信用保証のご案内

令和7年度版

CREDIT GUARANTEE GUIDE

Contents

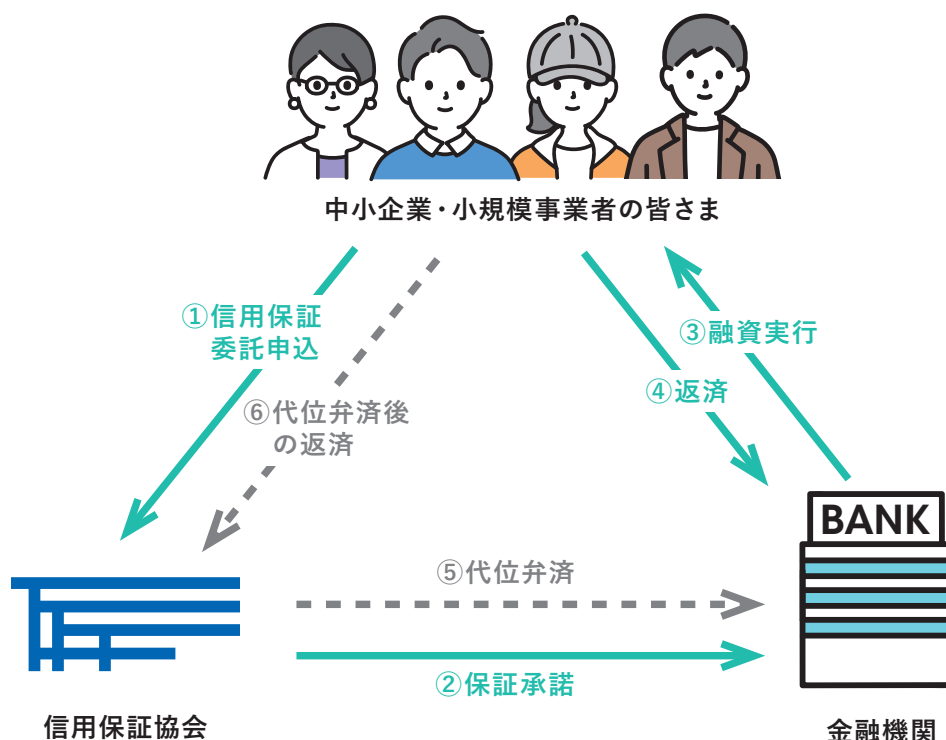
信用保証制度のしくみ	2
信用保証協会ご利用のメリット	3
創業・経営支援	4
ご利用案内	6
保証制度のあらまし	11

大阪府内の
利用企業数 **約10万者**

大阪信用保証協会とは

- 大阪信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された機関です。
- 中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関からご融資を受ける際に公的な保証人になり、融資を受けやすくするための機関です。
- 信用保証による金融支援と、創業・経営支援を通じて、大阪府内の中小企業・小規模事業者の皆さまをサポートします。

信用保証制度のしくみ Structure



注：⑤、⑥は④返済が不可能になった場合

① 信用保証委託申込

金融機関を通じてお申し込みください。

② 保証承諾

信用保証協会は、事業内容や経営計画などを踏まえ、保証の諾否を決定し、金融機関へ通知します。

③ 融資実行

保証承諾の通知を受けた金融機関が融資実行をします。
※この際、信用保証協会に所定の信用保証料を金融機関を通じてお支払いいただきます。

④ 返済

融資条件に基づき、借入金を金融機関にご返済いただきます。



ご返済ができなくなった場合

⑤ 代位弁済

信用保証協会がお客さまに代わり、金融機関へ返済します。
(このことを代位弁済といいます。)

⑥ 代位弁済後の返済

代位弁済後、借入金を信用保証協会にご返済いただきます。

信用保証協会ご利用のメリット *Benefit*

メリット1

資金ニーズに応じた多様な保証制度

お客さまの資金ニーズに応じた多様な保証制度をご利用いただけます。
(詳しくはP.11～P.15をご覧ください。)

メリット2

金融機関との取引が浅い方でも
金融機関からの借入が容易に

メリット3

さまざまな経営支援メニュー

経営課題の解決に向けたサポートや各種セミナー等の経営支援を行っています。
(詳しくはP.4～P.5をご覧ください。)

メリット4

スピーディな資金調達が可能

普段から、反復・継続的にご利用いただくことにより、災害等危機発生時にもスピーディな資金調達が可能になります。



信用保証料以外の費用は一切いただきません。

信用保証協会の保証により金融機関からご融資を受けられたときに、信用保証料をご負担いただきます。
信用保証料のほかは、相談料・あっせん料・用紙代など一切いただきません。

《ご注意ください》

- 1.信用保証協会では、金融あっせん屋等の第三者が介在する場合は保証取扱いを行いません。
- 2.申込審査において、申込人以外の第三者の同席および交渉はお断りします。
「信用保証協会へ保証申込をしてやる」、「あっせんする」などの名目で、不正に手数料、賛助金等を要求する金融あっせん屋等が介在する場合がございますのでご注意ください。
このような金融あっせん屋等と信用保証協会は一切無関係です。
なお、信用保証協会には、手数料および賛助金等は一切必要ありませんのでご不審の際はお問い合わせください。
- 3.信用保証協会と類似した名称の業者にはご注意ください。
信用保証協会と類似した名称の業者からの電話、ダイレクトメール等にはご注意ください。
このような業者と信用保証協会は何ら関係ありません。ご不審の際は、お問い合わせください。
なお、「保証協会」等の名称を使用した信用保証協会と関係のある機関は以下のとおりです。

- 一般社団法人全国信用保証協会連合会
- 保証協会債権回収株式会社(保証協会サービサー(株))
- 一般財団法人信用保証サービスセンター
- 保証協会コンピュータサービス株式会社(HCS(株))

法令・契約・公序良俗・信義則に反する企業には保証できません。

創業・経営支援 Support

大阪府内で創業をお考えの方、当協会をご利用の方をさまざまな取組みでサポートします。

フェア・セミナー

- 事業をはじめるにあたり知識を増やしたい
- 創業の不安や疑問を解決したい

会場開催

創業スクール

対象

大阪府内で創業予定かつ
当協会をご利用予定の方

専門家による講義を通じて、創業や経営に関する知識・ノウハウを提供し、事業計画書の作成を支援します。

参加者の声

- ・相談窓口や事業計画書の作成方法を知ることができてよかった。
- ・自分の考えを整理し、今後の行動が明確になった。
- ・金融機関からのアドバイスが有益だった。



- 創業して間もないため、経営に役立つ情報がほしい
- 女性起業家同士のネットワークを構築したい

会場開催

女性起業家支援セミナー

対象

当協会をご利用中の女性起業家の方

専門家や先輩女性起業家によるセミナーや講演を実施し、経営に関する知識やノウハウを提供します。

また、参加者の交流会を通じて、起業家同士のネットワークづくりを応援します。

参加者の声

- ・普段接点のない異業種の方や女性起業家の方とも交流でき、とても貴重な経験になった。
- ・普段は聞けない話を聞くことができ、よい刺激をもらった。



- 創業後の課題を解決

創業期課

対象

当協会をご利用中の

専門家等によるセ
における経営に関す
し、創業後の事業の
情報をお届けします。

創業前

創業～創業後5年

個別相談

当協会をご利用の方に無料(経営サポート事業の一部を除く。)で実施しています!お気軽にご相談ください。

- 気軽に経営の相談をしたい
- 自分の会社の財務状況を把握したい

当協会窓口

経営相談コーナー (財務診断サービス含む。)

当協会職員が財務や経営に関するご相談をお受けします。

また、経営相談コーナーご利用に際し、財務診断サービス※をご希望される方は、事前にお申し込みください。

※財務診断サービスは、中小企業診断士の資格を有する当協会職員が決算書(確定申告書)の財務分析を主体に経営アドバイスを行うサービスです。当協会窓口のほか、オンライン(Web面談)、訪問形式でもお受けしています。

- 自分の会社の強み・弱みを把握したい
- 経営課題等を解決したい

訪問・オンライン面談

経営サポート事業

ご相談内容に応じて、専門家が経営診断や課題解決のためのアドバイスを行います。経営診断後、必要に応じて、専門家が課題解決に向けた事業計画策定をお手伝いします。



するヒントを知りたい

会場開催

題別セミナー

創業後5年未満の方

ミナーを通じて、創業期
る知識やノウハウを提供
見直し等のヒントとなる

- 自社の製品・商品をPRしたい
- ビジネスチャンスを拡大したい

会場開催

OSAKAビジネスフェア

大阪府内をはじめ他府県のさまざまな業種の企業に出展いただく総合型展示会を開催します。

自社のPRや情報収集・情報交換・ビジネスマッチングの場として活用いただけます。

出展者・来場者の声

- ・今後の販売促進に活かせる有意義な一日となった。
- ・さまざまな企業を間近に見ることができ、自社の課題が見えた。
- ・今後につながりそうな商談ができた。



●事業承継に関する知識を身に付けたい

オンライン開催

事業承継支援セミナー

対象

当協会をご利用中の方

専門家等による講義を通じて、事業承継に関する知識やノウハウを提供し、円滑な事業承継を支援します。



視聴ページ

事業承継の基礎知識については、Webサイトで動画を公開しています！

成長期

詳細は、当協会窓口またはWebサイト等でご確認ください。

Webサイト

最新情報は当協会 Web サイトにてご確認ください。

URL ▶ <https://www.cgc-osaka.jp/>

大阪信用保証協会



LINE公式アカウント

各種イベントなど有益な情報をお届けします。
ぜひお友だち登録をお願いします。

ID ▶ @cgc-osaka



●保証の対象となる企業

中小企業信用保険法等に定める中小企業者で、大阪府内において事業を営んでおり、次表に該当する方。

業種	常用従業員数	資本金（出資金）
製造業等	300人以下	3億円以下
ゴム製品製造業 （自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下	
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
旅館業	200人以下	
小売業（飲食店を含む。）	50人以下	5,000万円以下
医業を主たる事業とする法人	300人以下	—

- （注）・製造業等には、建設業・運送業・不動産業・倉庫業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・金融業・旅行業などを含みます。
 ただし、倉庫業の中の「物品預り・駐車場業」は、常用従業員数100人以下、資本金5,000万円以下となります。
 ・法人の場合は、常用従業員数・資本金のいずれかが上記に該当すればご利用いただけます。
 ・組合の場合は、別の条件が定められています。
 ・特定非営利活動法人については、常時使用する従業員の数が300人（小売業については50人、卸売業またはサービス業については100人）以下の法人。
 （保証制度により利用できない場合がありますので、当協会窓口までお問い合わせください。）
 ・保証制度により業種等の要件が定められている場合があります。

●申込必要書類

協会所定書式

書類名	備考
信用保証委託申込書	保証申込毎に提出が必要となります。
申込人（企業）概要	前回提出分から変更がない場合は、「変更なし」とご記入ください。
保証人等明細書	保証申込毎に提出が必要となります。
個人情報の取扱いに関する同意書	金融機関経由方式の場合は、初回 [※] にご提出ください。 ※令和3年4月1日以降、初めての保証申込をいいます。なお、全件完済後、概ね6か月以上経過している場合も「初回」として取扱います。 あっせん方式の場合は、保証申込毎に提出が必要となります。

信用保証委託契約書については、原則として貸付実行時にご作成のうえ、ご提出いただきます。

お客さまにご用意いただく書類

書類名	金融機関経由方式	あっせん方式	書類取得先 ^{※2}
法人の方のみ 履歴事項全部証明書 （商業登記簿謄本）	・初回 ^{※1} は必要となります。（写し可） ・2回目以降、変更がない場合はご提出不要です。	・保証申込毎に原本（最近3か月以内のもの）が必要となります。	法務局
申込人・連帯保証人・物上保証人等の印鑑証明書	・初回 ^{※1} は必要となります。（写し可） （原則、発行後3か月以内のもの） ・2回目以降、変更がない場合はご提出不要です。	・保証申込毎に原本（最近3か月以内のもの）が必要となります。	【個人】市区町村役場 【法人】法務局
納税証明書	・申込金融機関に納付状況を確認できる書面等をご提出ください。提出する書面に つきましては申込金融機関にお問い合わせください。	・原本が必要となります。 ・同一の納付期限内で前回提出済の場合は不要です。	【法人税・所得税】 納税地を所轄する税務署 【住民税・事業税】 府税事務所および市区町村役場
確定申告書等	・直近2期分の写しが必要となります。 【個人】・受信通知（メール詳細）または申告事実が確認できるもの・確定申告書 【法人】・受信通知（メール詳細）または申告事実が確認できるもの ・別表関係（1,4,5等）・決算書・勘定科目内訳明細		—
試算表	・原則として決算期から6か月以上経過している場合はご提出ください。		—
その他	・許認可業種の場合、営業許認可証、登録証、届出証（写）等 ・設備資金でお申し込みの場合、設備の見積書、契約書（写）等		—

- ※1 令和3年4月1日以降、初めての保証申込をいいます。なお、全件完済後、概ね6か月以上経過している場合も「初回」として取扱います。
 ※2 書類によっては、オンラインで取得できるものもあります。

留意事項

- 上記のほかに、個々のケースに応じて所定の書類が必要となる場合があります。
 （大阪府融資制度保証の申込必要書類については、大阪府商工労働部中小企業支援室金融課もしくは当協会窓口までお問い合わせください。）
- 当協会のご利用にあたり、当協会がお客さまにマイナンバーの提出を依頼したり、取得することはありません。
- ご利用になる保証制度によって必要な書類に違いがあるほか、審査の過程で追加資料のご提出をお願いする場合がございますので、ご了承ください。
 不明な点はお気軽にご質問ください。

●ご利用限度額

保証制度毎に異なりますので P.11 以降をご参照ください。

●連帯保証人について

連帯保証人が必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

当協会の連帯保証人は、金融機関で締結する金銭消費貸借契約等の連帯保証人にもなっていただくことになります。（金融機関により印鑑証明書などを求められる場合がありますので、ご了承ください。）

なお、実質的な経営権を持つ方や組合における代表理事以外の理事、組合員（組合員が法人の場合はその代表者）等は、個々の事情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

※「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」（令和2年4月1日施行）により、連帯保証人になられる方は原則として公証人と直接面会し、「保証意思説明公正証書」による保証意思確認手続きが必要になります。

ただし、個人事業者のお申し込みの場合の同一事業に従事している配偶者の方、法人のお申し込みの場合の理事・取締役・執行役またはこれらに準ずる方、総株主の議決権の過半数を有する方については公正証書の作成は不要です。

経営者保証を不要とする保証の取扱いができる場合について

経営者が法人の連帯保証人になることを経営者保証といいます。

次表の要件のいずれかに該当すれば、経営者保証を不要とする取扱いができる場合があります。

経営者保証を不要とする取扱い

通称	要件
金融機関連携型	以下のすべてを満たしていること ・取扱金融機関の信用保証の付かない融資（既存融資もしくは同時実行する融資）について、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全も図られていない ・「直近決算期において債務超過でない」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない」 ・法人と経営者との一体性解消が図られていると取扱金融機関が確認している
担保充足型	・法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られていること
財務要件型	・直近決算期において一定の財務要件を満たしていること （「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります。詳細については当協会までお問い合わせください。）
事業者選択型 経営者保証非提供 制度	以下の(1)～(5)すべてを満たしていること (1) 申込日以前2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2) 申込日の直前決算において、代表者（準ずるものを含む。）への貸付金等がなく、かつ、役員報酬・賞与・配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3) 次の両方またはいずれかを満たしていること ① 申込日の直前決算において、債務超過でないこと ② 申込日の直前2期決算において、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと (4) 次の両方について、継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者（準ずるものを含む。）への貸付金等がなく、かつ、役員報酬・賞与・配当金等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと (5) 保証料率の引上げ※により経営者保証を提供しないことを希望していること ※＜上乗せする保証料について＞ 上記(3)の①と②の両方を満たす場合……………協会所定の保証料率に <u>0.25%上乗せ</u> 上記(3)の①と②のどちらか一方のみを満たす場合……………協会所定の保証料率に <u>0.45%上乗せ</u> ただし、法人設立後最初の決算または2期目の決算が未了の場合、0.45%上乗せで利用可能です。

このほかにも、経営者保証を不要とする取扱いができる場合があります。詳細については当協会までお問い合わせください。

●責任共有制度について

責任共有制度とは、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的とするもので、責任共有の負担割合は信用保証協会が80%、金融機関が20%です。

対象保証 一般保証、当座貸越根保証、セーフティネット保証（5、7、8号の認定分）等

対象外保証 小口零細企業保証、創業関連保証、セーフティネット保証（1～4、6号の認定分）、危機関連保証等

●信用保証料について

ご利用となる保証、貸付金額、保証期間、返済方法等に応じて、所定の信用保証料が必要です。

信用保証協会が行う信用保証は、すべて株式会社 日本政策金融公庫の信用保険に付されます。お客さまからいただいた信用保証料には、信用保証協会が株式会社 日本政策金融公庫に支払う信用保険料のほか、信用保証制度を運営するうえで必要な費用が含まれています。

弾力化料率を適用する保証

一般保証、特定社債保証等大半の保証が対象となります。

保証料率は、お客さまの決算内容等により下表のとおり区分され、責任共有制度の対象保証には「責任共有保証料率[※]」、対象外保証には「責任共有外保証料率」が適用されます。

※「責任共有保証料率」とは、信用保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

(単位：%)

区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本となる 責任共有保証料率(年)	有担保 ^{※1}	1.62	1.49	1.31	1.13	0.95	0.81	0.63	0.45	0.32
	有担保 ^{※2}	1.44	1.32	1.16	1.00	0.84	0.72	0.56	0.40	0.28
	無担保	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
特殊保証 ^{※3} の 責任共有保証料率(年)	有担保	1.52	1.39	1.22	1.05	0.88	0.75	0.58	0.41	0.29
	無担保	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
基本となる 責任共有外保証料率(年)	有担保	2.10	1.90	1.70	1.50	1.25	1.00	0.80	0.60	0.40
	無担保	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※1 基本となる責任共有保証料率(年)(有担保)については、全国統一の保証料率から当協会独自の割引を実施しています。

※2 金融機関経由保証「CS ジョイント保証」および「CS ジョイント保証プレミアム」については、さらに割引した料率を適用しています。

※3 特殊保証とは、当座貸越根保証、事業者カードローン根保証等のことをいい、低保証料率を適用します。

なお、上記の割引対象となる保証の詳細および上記以外の割引については、当協会までお問い合わせください。

保証料率区分の 決定時期

保証料率区分は、保証のお申し込みをいただいたお客さまの決算内容等を「中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)」によるスコアリングシステムに入力した後、保証審査を踏まえ、保証諾否とともに決定します。

お客さまには金融機関からお渡する「信用保証決定のお知らせ」にてお知らせします。

弾力化料率を適用しない 定率の保証

セーフティネット保証（責任共有対象外 年0.90%、責任共有対象 年0.80%）、経営安定資金保証（責任共有対象外 年0.90%、責任共有対象 年0.80%）、危機関連保証（年0.80%）、流動資産担保融資保証（年0.68%）等、定率の保証料率が適用されます。また、小口零細企業保証では、付保する保険の種類により、年1.00%となる場合があります。

保証料率の 割引制度

会計参与割引

保証のお申し込み時に決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が履歴事項全部証明書等により確認できる会社については、適用料率から0.10%引き下げします。

※ 一部の保証制度は対象外です。

※「会計参与割引」は、全国の信用保証協会でも統一の取扱いです。

信用保証料の 計算方法

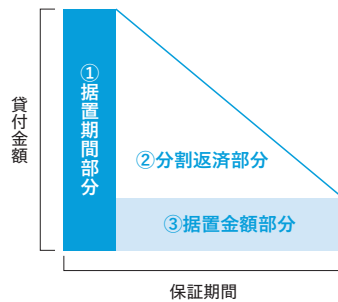
返済方法に応じて、次のとおり計算します。

なお、計算式中の「保証料率」部分について、責任共有制度の対象保証は「責任共有保証料率」、責任共有制度の対象外保証は「責任共有外保証料率」となります。

1. 元金期一括返済する場合

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間（月数）} \times \frac{1}{12}$$

2. 分割返済する場合



① 据置期間部分

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{据置期間（月数）} \times \frac{1}{12}$$

② 分割返済部分

$$(\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間（月数）} - \text{据置期間（月数）}) \times \text{係数}^* \times \frac{1}{12}$$

③ 据置金額部分

$$\text{据置金額} \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間（月数）} - \text{据置期間（月数）}) \times \frac{1}{12}$$

* 分割返済部分につきましては、分割返済回数に応じて、次の係数が適用されます。

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回～6回	0.700	0.770
7回～12回	0.650	0.715
13回～24回	0.600	0.660
24回超	0.550	0.605

- 据置期間・据置金額部分のない分割返済の場合：②
- 据置期間部分のある分割返済の場合：①＋②
- 据置金額部分のある分割返済の場合：②＋③
- 据置期間・据置金額部分のある分割返済の場合：①＋②＋③

信用保証料の お支払い方法

1. 一括支払いの場合

貸付実行時に金融機関にてお支払いいただきます。

2. 分割支払いの場合

貸付金額1,500万円超かつ保証期間2年超の保証（特定社債保証等、一部の保証を除く。）であり、お客さまのお申し出がある場合は、信用保証料を分割してお支払い（年払い）いただくことが可能です。

分割支払いに際してご留意いただくこと

- 信用保証料の総額に分割割合を乗じた額を各年度にお支払いいただきます。なお、分割割合・分割回数は、保証期間に応じて異なります。詳細は当協会までお問い合わせください。
- 分割支払いをご希望の場合は、保証申込時にお申し出ください。
- 口座振替等所定の事務手続きが必要となります。

● 個人情報の取扱いについて

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、当協会の保証をご利用の際は、当協会所定の「個人情報の取扱いに関する同意書」により、個人情報の第三者提供等に関してお客さまの同意をいただきます。

保証のご利用にあたり、ご提供いただいたお客さまの個人情報は、金融機関・信用保証協会が適切に管理し、法律に定められた一定の場合を除き、お客さまの同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。

ただし、「個人情報の取扱いについて」に掲げる関係機関には、信用補完制度の適正な維持・運営等のため、必要に応じお客さまの個人情報を提供させていただく場合がありますが、これらの関係機関においても、利用目的の範囲を超えて、個人情報を取扱うことはございません。

●信用保証協会団体信用生命保険制度（保証協会団信）について

信用保証協会の保証付融資をご利用いただくお客さまを対象とした団体信用生命保険制度です。

個人事業者ご本人または法人の代表者の方（連帯保証人であることが必要です。）がご返済中に死亡もしくは高度障がいといった不測の事態に陥られた場合、保険金をもとに残債務が弁済されます。

この制度への加入申込は、あくまでお客さまのご希望によるものであり、**保証協会団信への加入の有無が、保証の諾否、保証決定金額に影響を与えることは一切ありません。**

事業の維持安定、ご家族の安心のため、本制度をお役立てください。

※被保険者の加入年齢は申込日現在で満20歳以上満71歳未満の方が対象です。

※ご加入を希望される場合は、信用保証のお申し込みの際に、専用の申込書をご提出ください。

※ご加入につきましては別途生命保険会社による承諾が必要となります。

※本制度の詳細は一般社団法人全国信用保証協会連合会のWebサイトをご覧ください。保証協会団信専用ダイヤル

フリーダイヤル 0120-966-023 までお問い合わせください。

●ご利用いただけない場合

申込資格要件を備えた場合でも、与信取引ができない状態にあるときは、当協会の保証をご利用いただけません。

保証をご利用いただけない主な事例は、以下のとおりです。

I. 信用保証協会との取引について

1. 原則として、信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務が終わっていない場合、また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と当協会が判断した場合を含む。）
2. 原則として、信用保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合、また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と当協会が判断した場合を含む。）
3. 前回保証資金が、合理的理由なく資金の使途目的以外に流用されていた場合
4. 直近に借入があり、その借入による資金投入効果等の影響度合を見極める必要があると当協会が判断した場合

II. 金融取引等について

1. 銀行取引停止処分を受け2か年を経過していない場合（原則として、第1回目の不渡を出して6か月を経過していない場合を含む。）
2. 仮差押・差押、競売等法的措置を受けている場合および破産手続、再生手続、会社更生等を申立中の場合

III. 財務内容等について

1. 税金を滞納し、完納の見通しがたたないと当協会が判断した場合
2. 借入金（消費性、住宅ローンを含む。）、公共料金または賃借料等の支払いを滞納している場合
3. 高利借入を利用しており、早期解消が見込めないと当協会が判断した場合
4. 業績が極端に悪化し、事業継続が危ぶまれると当協会が判断した場合
5. 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
6. これまでの業績および今後の事業見通しなどから返済が見込めないと当協会が判断した場合

IV. その他

1. 許認可等を必要とする事業を営む方で、その許認可等がない場合（申請中であり、許認可等を取得することが確実であると当協会が認めた場合を除く。）
2. 事業実態が把握できないと当協会が判断した場合
3. 法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
4. 申込人（関係人を含む。）がその事業等に関し、刑法・行政法その他公的法規に違反する行為をなし、またはなしたとみなすべき相当の理由がある場合
5. 申込書類等に虚偽の記載がある場合など、当協会が取扱い不相当と判断した場合
6. 休眠会社（最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規定により、休眠会社として解散したものとみなされたもの）および休眠組合の場合（「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」の規定により、休眠組合の適用を受けるもの）
7. 業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、反社会的なものと当協会が判断した場合
8. 申込に際し、いわゆる金融あっせん屋等の第三者が介在する場合
9. 暴力的不法行為者および反社会的勢力と当協会が判断した場合
10. その他公序良俗に反する等、当協会が取扱い不相当と判断した場合

お願い

●保証のご利用にあたっては、金融機関および信用保証協会の審査がございますので、ご協力をお願いします。

なお、審査の過程で、必要な書類のご提出を求めたり、企業訪問させていただくことがありますが、ご協力いただけない場合は、審査を打ち切らせていただくことがあります。

●審査の結果、ご希望にそえない場合もありますので、ご了承ください。

●ご提出いただいた申込書類一式はご返却いたしませんので、ご了承ください。

保証制度のあらまし Outline

●主な金融機関経由保証

お申し込みは、お取引金融機関窓口にご相談ください。

金融機関経由保証は、大半が当協会80%、金融機関20%の負担割合となる責任共有制度の対象保証です。

事業資金に

一般保証

融資限度額(※)	有担保：2億円 無担保：8,000万円
期間	有担保：運転資金 原則7年以内 設備資金 20年以内 無担保：運転資金 原則5年以内 設備資金 7年以内
返済方法	原則分割返済
責任共有保証料率(年)	有担保：0.32%～1.62% 〈独自割引〉 無担保：0.45%～1.90%

小規模企業者の方に

小口零細企業保証

融資限度額(※)	2,000万円 (信用保証協会の既存保証付融資残高[根保証においては、融資極度額]との合計で2,000万円まで)
期間	一般保証に準じます。
返済方法	原則分割返済
責任共有外保証料率(年)	有担保：0.40%～2.10% 無担保：0.50%～2.20% (付保する保険の種類により年1.00%となる場合があります。)

- 小規模事業者(常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業〔宿泊業および娯楽業を除く。〕5人以下))の方を対象とした保証です。
- 申込資格については別途基準がありますので、金融機関窓口または当協会窓口までご相談ください。

資金繰りを安定させたい方に

セーフティネット保証(1号～8号)

取引先企業等の倒産、自然災害等により、経営の安定に支障が生じている方を支援する保証で、通常の保証限度額とは別枠でご利用いただける特例の保証です。

セーフティネット保証の保証限度額	
有担保保証	2億円(6号認定については3億円)
無担保保証	8,000万円
特別小口保証(注)	2,000万円



一般の保証限度額	
有担保保証	2億円
無担保保証	8,000万円
特別小口保証(注)	2,000万円

(注) 特別小口保証は、ほかの保証と併用してのご利用はできません。

- ご利用には、市町村長の認定(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号に基づく認定)が必要です。
- 認定手続きについては、各市町村の中小企業金融担当課にご相談ください。

金融機関によるプロパー融資などの支援を受ける方に

協調支援型特別保証

融資限度額(※)	2億8,000万円 うち無担保8,000万円
期間	10年以内(一括返済の場合は1年以内)
返済方法	分割返済 一括返済
責任共有保証料率(年)	0.45%～1.90% 【保証料補給】 上記保証料のうち、次のとおり国が一部を補給します。 <同時実行型> 協会申込受付年度により補給率が異なります。 令和7年度…1/2相当額、令和8年度…1/3相当額、令和9年度…1/4相当額 <フォローアップ型> 協会申込受付年度によらず、1/4相当額

(※) 融資限度額以外に、ほかの保証との合算限度の定めがあります。また、組合の融資限度額については、別の定めがあります。金融機関により、融資限度額が異なる場合があります。

保証制度のあらまし Outline

経営者保証なしで資金調達をしたい方に

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証

融資限度額（※）	一般関係保険：無担保8,000万円 セーフティネット保証（4号および5号に限る。）：無担保8,000万円
期間	10年以内（一括返済の場合は1年以内）
返済方法	分割返済 一括返済
責任共有保証料率（年） 責任共有外保証料率（年）	<責任共有保証料率> ・一般関係保険 「0.45%～1.90%※」に「0.25%もしくは0.45%を上乗せ」した保証料率となります。 ※基本となる責任共有保証料率となります。詳しくは8ページの「信用保証料について」をご参照ください。 ・セーフティネット保証5号 0.80%に「0.25%もしくは0.45%を上乗せ」した保証料率となります。 <責任共有外保証料率> ・セーフティネット保証4号 0.90%に「0.25%もしくは0.45%を上乗せ」した保証料率となります。 (注)上乗せする保証料率については、7ページの「事業者選択型経営者保証非提供制度」をご参照ください。 【保証料補助】 お客さまが負担する保証料率のうち、次のとおり国から一部補助されます。 令和7年度……0.10%、令和8年度……0.05% ※申込受付年度により補助率が異なります。

- 法人のみ利用が可能です。
- セーフティネット保証4号・5号の場合、ご利用には各市町村の認定（中小企業信用保険法第2条第5項第4号または第5号）が必要です。
- 認定手続きについては、各市町村の中小企業金融担当課にご照会ください。

金融機関と連携した保証

取扱いは、当協会と覚書を締結している金融機関に限られます。

スピーディな資金調達に

提携保証（CSジョイント保証・CSジョイント保証プレミアム）

融資限度額（※）	2億円
期間	30年以内
返済方法	分割返済 一括返済
責任共有保証料率（年）	0.28%～1.44% 〈独自割引〉

- 本保証は、有担保での取扱いになります。
- CSジョイント保証プレミアムは、法人のみ利用が可能です。
- CSジョイント保証プレミアムは、**経営者保証が不要**です。

提携保証（CSファンド保証・CSキューブ保証・CSネクスト保証）

融資限度額（※）	8,000万円 （無担保保険 8,000万円、 普通保険 8,000万円の範囲内）
期間	7年以内（CSキューブ保証は2年以内） CSファンド保証は、設備資金のみの場合や プロパー貸付残高を有する場合等は10年 以内
返済方法	均等分割返済 一括返済
責任共有保証料率（年）	0.45%～1.90%

- CSキューブ保証・CSネクスト保証は、法人のみ利用が可能です。
- CSネクスト保証は、**経営者保証が不要**です。

創業をお考えの方、創業して5年未満の方に

金融機関連携型創業関連保証（ES保証・ES保証ネクスト）

融資限度額（※）	3,500万円
期間	10年以内
返済方法	均等分割返済
責任共有外保証料率（年）	〈ES保証〉0.70%（事業開始前もしくは事業開始後1年未満の方は、0.60%） 〈ES保証ネクスト〉0.90%（事業開始前もしくは事業開始後1年未満の方は、0.80%）

- 申込資格については、自己資金要件等の別途基準がありますので、金融機関窓口または当協会窓口までご相談ください。
- ES保証ネクストは、これから会社を設立される方、または設立して5年未満の会社のみ利用が可能であり、**経営者保証が不要**です。

（※）融資限度額以外に、ほかの保証との合算限度の定めがあります。また、組合の融資限度額については、別の定めがあります。
金融機関により、融資限度額が異なる場合があります。

事業承継支援のための保証

中小企業・小規模事業者の高齢化が進み、「事業承継」は日本社会における喫緊の課題となっています。

信用保証協会では、事業承継を支援するための各種保証制度を取扱っています。

経営者保証を不要とする資金調達に

事業承継特別保証

融資限度額(※)	有担保：2億円 無担保：8,000万円
期間	10年以内 (一括返済の場合は1年以内)
返済方法	分割返済 一括返済
責任共有 保証料率(年)	〈通常〉 有担保：0.32%～1.62% 〈独自割引〉 無担保：0.45%～1.90% 〈中小企業活性化協議会および事業承継・引 継ぎ支援センターによる確認を受けた場合〉 0.20%～1.15%

借換により経営者保証を不要に

経営承継借換関連保証

融資限度額(※)	有担保：2億円 無担保：8,000万円
期間	10年以内 (一括返済の場合は1年以内)
返済方法	分割返済 一括返済
責任共有 保証料率(年)	〈通常〉 有担保：0.32%～1.62% 〈独自割引〉 無担保：0.45%～1.90% 〈中小企業活性化協議会および事業承継・引 継ぎ支援センターによる確認を受けた場合〉 0.20%～1.15%

持株会社方式による事業承継時に

事業承継サポート保証

融資限度額(※)	有担保：2億円 無担保：8,000万円
期間	有担保：20年以内 無担保：15年以内
返済方法	原則均等分割返済
責任共有 保証料率(年)	有担保：0.95% 〈独自割引〉 無担保：1.15%

代表者に就任、事業承継後の株式・事業用資産買取りに

経営承継関連保証

融資限度額(※)	有担保：2億円 無担保：8,000万円
期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内
返済方法	原則均等分割返済
責任共有 保証料率(年)	有担保：0.32%～1.62% 〈独自割引〉 無担保：0.45%～1.90%

後継者による事業承継に

特定経営承継関連保証

融資限度額(※)	有担保：2億円 無担保：8,000万円
期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内
返済方法	原則均等分割返済
責任共有 保証料率(年)	有担保：0.32%～1.62% 〈独自割引〉 無担保：0.45%～1.90%

企業間買収・M&Aに

経営承継準備関連保証

融資限度額(※)	有担保：2億円 無担保：8,000万円
期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内
返済方法	原則均等分割返済
責任共有 保証料率(年)	有担保：0.32%～1.62% 〈独自割引〉 無担保：0.45%～1.90%

従業員等による企業買収(EBO)に

特定経営承継準備関連保証

融資限度額(※)	有担保：2億円 無担保：8,000万円
期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内
返済方法	原則均等分割返済
責任共有 保証料率(年)	有担保：0.95% 〈独自割引〉 無担保：1.15%

(※) 融資限度額以外に、ほかの保証との合算限度の定めがあります。また、組合の融資限度額については、別の定めがあります。
金融機関により、融資限度額が異なる場合があります。

保証制度のあらまし Outline

●主な大阪府中小企業向け融資制度保証

融資制度名	保証対象	融資限度額	保証期間	貸付利率 (年)	受付窓口
開業・スタートアップ応援資金	開業資金 創業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備を現に行っている方または業歴の浅い方で、次のいずれかに該当する方 ※事業開始前もしくは事業開始後2か月未満の場合、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。 ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に個人で事業を開始しようとする方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方 ③事業を営んでいない個人で、事業を開始してから5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して5年未満の会社 ⑤中小企業の会社が自らの事業を継続しつつ、2か月以内に新たに中小企業の会社を設立して事業を開始しようとする会社 ⑥会社が自らの事業を継続しつつ、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立してから5年未満の会社 ⑦事業を営んでいない個人が、法人成りした会社であって、個人で事業を開始してから5年未満の会社	合計 3,500万円	10年以内	1.40%※	当協会 大阪府商工労働部 中小企業支援室 金融課 大阪府内各市町村 中小企業金融担当課 (大阪市を除く。) 取扱金融機関
	無保証人対応 上記のうち②、④～⑦のいずれかに該当する方 ※ 経営者保証が不要です。 ※税務申告1期末了の場合、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。				取扱金融機関
	地域支援ネットワーク型 主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で、取扱金融機関本支店での利用を希望し、融資後3年間金融機関および商工会・商工会議所等によるフォローアップを受けることが可能であり、次のいずれかに該当する方 ※事業開始前もしくは事業開始後2か月未満の場合、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。 ⑧事業を営んでいない個人で、1か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けた方は、6か月以内)に個人で事業を開始しようとする方 ⑨事業を営んでいない個人で、2か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けた方は、6か月以内)に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方 ⑩事業を営んでいない個人で、事業を開始して1年未満の方 ⑪事業を営んでいない個人が新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年未満の会社 ⑫事業を営んでいない個人で、事業を開始して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の方、または開業後1年以内(開業時を含む。)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の方。 ⑬事業を営んでいない個人が新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の会社、または設立後1年以内(会社設立時を含む。)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社 ⑭事業を営んでいない個人が、事業を開始したのち法人成りした会社であって、個人で事業を開始して1年未満の会社 ⑮事業を営んでいない個人が、事業を開始したのち法人成りした会社で、事業を開始して1年以上5年未満であって、法人成り以前も含めて、申込時点で地域支援ネットワーク型を利用中の会社、または開業後1年以内(個人で開業時を含む。)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社			1.20%※	地域支援 ネットワーク型 取扱金融機関
	無保証人対応 上記のうち⑨、⑪、⑬～⑮のいずれかに該当する方 ※ 経営者保証が不要です。 ※税務申告1期末了の場合、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。				
小規模企業サポート資金	小規模資金 大阪府内において、原則として同一場所で6か月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を確認することが可能な小規模企業者の方	2,000万円 (信用保証協会の既存保証付き融資残高との合計で2,000万円以内)	10年以内	1.60%	原則 取扱金融機関
	地域支援ネットワーク型 小規模資金の要件に加え、主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で、取扱金融機関本支店での利用を希望し、融資後3年間金融機関および商工会・商工会議所等によるフォローアップを受けることが可能な方			1.40%	地域支援 ネットワーク型 取扱金融機関
経営安定サポート資金	経営安定資金 (1号～6号認定) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号～6号の認定を受けた方	2億円 (うち原則無担保 8,000万円)	10年以内	金融機関所定	取扱金融機関
事業者選択型 経営者保証非提供促進資金	7ページの「経営者保証を不要とする取扱い」のうち、事業者選択型経営者保証非提供制度の要件に該当する方 ※ 経営者保証が不要です。 ※セーフティネット保証4号または5号を利用する場合、中小企業信用保険法第2条第5項第4号または5号の認定が必要です。	一般関係保険： 無担保8,000万円 セーフティネット保証 (4号および5号に限る。): 無担保8,000万円	10年以内	1.60%	取扱金融機関

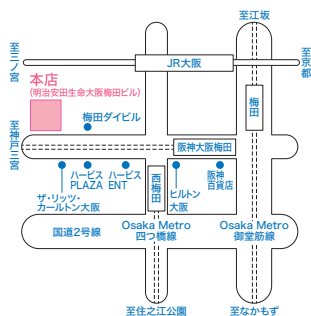
※女性・若者・シニア・UIJターンに該当する方は、貸付利率が0.20%引き下げされます。ただし、保証対象⑤、⑥は女性・若者・シニア・UIJターンの対象外です。

・上記の保証の保証料率について、原則9区分の弾力化料率が適用されます。ただし、開業・スタートアップ応援資金、経営安定サポート資金、事業者選択型経営者保証非提供資金(セーフティネット保証)の融資限度額以外に、ほかの保証との合算限度の定めがあります。また、特例等により利用条件等別の定めがあります。詳細は、大阪府商工労働部中小企業支援室金融課、当協会、もし

融資制度名		保証対象	融資限度額	保証期間	貸付利率 (年)	受付窓口
チャレンジ応援資金	法認定型	経営環境変化等に対応するため、次の①～③のいずれかの計画承認を受けた方 ①経営革新計画 ②地域経済牽引事業計画 ③特定研究開発等計画	2億円(組合4億円) (うち無担保8,000万円)	運転資金7年以内 設備資金20年以内 (無担保7年以内)	金融機関所定	取扱金融機関
	金融機関提案型	各取扱金融機関の定める要件に該当する方	金融機関所定(一般保証の範囲内)		金融機関所定	取扱金融機関
	設備投資応援融資	一般型	合計2億円 (うち無担保8,000万円)	有担保: 20年以内 無担保: 10年以内	1.20%以下の 金融機関所定 (固定金利)	取扱金融機関
		DX・カーボン ニュートラル型				
		計画認定型	① 2億円 (うち無担保8,000万円) ② 2億円 (うち無担保8,000万円) ③ 2億円 (うち無担保8,000万円) ④ 2億円 (うち無担保8,000万円) ⑤ 2億円(組合4億円) (うち無担保8,000万円)			
	SDGsビジネス 支援資金	SDGsの取組みに関する事業計画を策定し、その実行に取組む方で、計画に記載した目標の達成状況を自己評価し、金融機関および保証協会に対し報告することが可能な方	2億円 (うち無担保8,000万円)	7年以内	1.40%以下の 金融機関所定 (固定金利)	取扱金融機関
	事業承継支援資金	無保証人型	2億円 (うち無担保8,000万円) 無保証人型②および 計画承認型①③は、 それぞれ別に2億円 (うち無担保8,000万円)	10年以内	1.40%以下の 金融機関所定 (固定金利)	取扱金融機関 (与信取引のある 金融機関 に限ります。)
		計画承認型		利用資格①～④ 運転資金10年以内 設備資金15年以内 利用資格⑤ 有担保: 20年以内 無担保: 15年以内		取扱金融機関
	金融機関 協調支援型	府内において事業を営んでおり、次の①または②のいずれかに該当する方 ①申込金融機関から本保証付融資の実行と原則同時に本保証付融資額1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行うこと	2億円(組合4億円) (うち無担保8,000万円)	10年以内	金融機関所定	取扱金融機関

ティネット保証分に限る。)については定率の保証料率が適用されます。また、チャレンジ応援資金の中の一部の制度についても定率の保証料率の適用があります。
くは取扱金融機関までお問い合わせください。

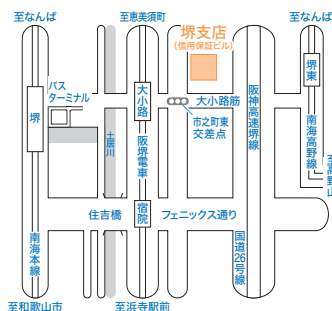
📍 本店



最寄駅 Osaka Metro 四つ橋線「西梅田駅」北改札
JR「大阪駅」西口 阪神電車「大阪梅田駅」西口

〒530-8214 大阪市北区梅田3-3-20 (明治安田生命大阪梅田ビル4~7・9階)
お問い合わせ先 保証事務課 TEL:06-6131-7321
※お客さまからの保証お申し込み・ご相談は、サポートオフィスにて行っています。
保証業務区域 大阪市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、太子町、河内町、千早赤阪村

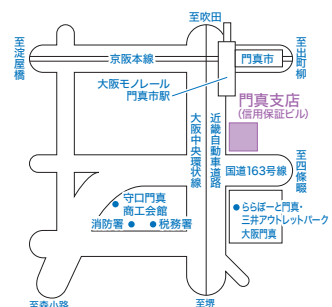
📍 堺支店



最寄駅 阪堺電車「大小路駅」南海本線「堺駅」東口
南海高野線「堺東駅」西出口

〒590-0946 堺市堺区熊野町東3-1-4 信用保証ビル
お問い合わせ先 保証事務課 TEL:072-223-3011
保証業務区域 堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、大阪狭山市、河内長野市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

📍 門真支店

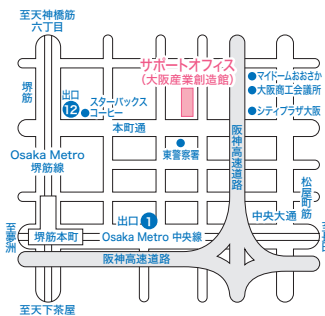


最寄駅 京阪本線「門真市駅」大阪モノレール「門真市駅」

〒571-8567 門真市新橋町34-21 信用保証ビル
お問い合わせ先 業務管理課 TEL:06-6906-2511
保証業務区域 門真市、守口市、大東市、寝屋川市、枚方市、交野市、四條畷市

📍 サポートオフィス

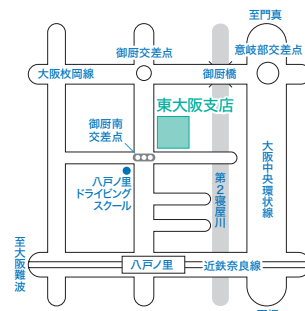
本店保証業務区域のお客さまの保証お申し込み・ご相談はこちらで行っています。



最寄駅 Osaka Metro 中央線・堺筋線「堺筋本町駅」

〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 (大阪産業創造館10階)
お問い合わせ先 経営相談課 TEL:06-6260-1730

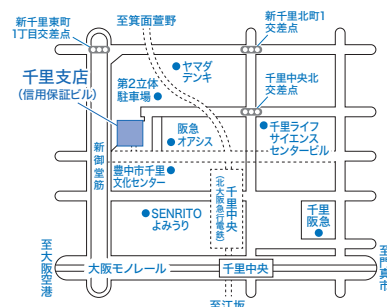
📍 東大阪支店



最寄駅 近鉄奈良線「八戸ノ里駅」

〒577-0035 東大阪市御厨中2-1-1
お問い合わせ先 業務管理課 TEL:06-6781-9511
保証業務区域 東大阪市、八尾市、柏原市

📍 千里支店



最寄駅 北大阪急行「千里中央駅」北改札口 大阪モノレール「千里中央駅」

〒560-0082 豊中市新千里東町1-2-4 信用保証ビル
お問い合わせ先 業務管理課 TEL:06-6835-3005
保証業務区域 豊中市、池田市、箕面市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町

本パンフレット記載内容は、令和7年4月時点のものです。
最新情報は、窓口または当協会Webサイト等にてご確認ください。

信用保証協会に類似した偽サイト等にご注意ください。

大阪信用保証協会

